

綾部市新婚生活支援事業補助金 申請時の提出書類

共 通
<input type="checkbox"/> 綾部市新婚生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第2号)
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本または婚姻届受理証明書、またはパートナーシップ届受理証明書 ※戸籍謄本は本籍地で取得してください
<input type="checkbox"/> 夫婦等の所得証明書または課税(非課税)証明書 ※令和8年5月31日までに申請される場合は、令和7年度分(令和6年分)の証明書です ※令和8年6月1日以降に申請される場合は、令和8年度分(令和7年分)の証明書です ※課税年度の1月1日時点で住民票のある市町村で取得できます ※所得がない場合も提出が必要です
<input type="checkbox"/> 夫婦等の綾部市の完納証明書(市税の滞納がないことの証明) ※綾部市役所税務課で取得できます ※申請日から1カ月以内に取得した証明書を提出してください
<input type="checkbox"/> 夫婦等の京都府の税納税証明書(府税の滞納がないことの証明) ※中丹西府税出張所(福知山市)や中丹広域振興局税務課(舞鶴市)等で取得できます ※府税の滞納がないことの証明を取得してください ※申請日から1カ月以内に取得した証明書を提出してください
<input type="checkbox"/> (所得が500万円を超える場合)貸与型奨学金の返還額が分かる書類
<input type="checkbox"/> 本制度に関するアンケート ※申請時に交付します

住宅を購入または新築した場合
<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書等
<input type="checkbox"/> 建物登記簿の全部事項証明書
<input type="checkbox"/> 領収書等支出を証する書類 ※住宅ローンを契約されている場合は、住宅ローンの返済予定表等を提出してください

住宅を賃借した場合
<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸契約書
<input type="checkbox"/> 費用の内訳が分かる書類
<input type="checkbox"/> (住宅手当を支給されている場合)給与明細等
<input type="checkbox"/> (賃借人が勤務先の場合)賃貸借契約書等、賃借人が勤務先であること分かる書類 (社宅の場合は、社宅使用契約書、入居決定通知書、社宅使用申込書等) ※給与明細書等により勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認します

引越しをした場合
<input type="checkbox"/> 領収書 ※引越業者又は運送業者(運輸局の許可を受けた運送業者)への支払いに関する費用が対象です ※支払日、引越費用であることが明記されている領収書を提出してください

○この他、必要に応じて追加で書類の提出を依頼することがあります。